

新居浜市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集要項

(趣旨)

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正され、極端な高温が発生した際に市民等が一時的に暑さを避けるための指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を、市が指定できるようになりました。

つきましては、熱中症による健康被害を防止し、市民の命と健康と守るため、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として開放していただける市内の民間施設を募集します。

(募集内容)

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として開放できる市内の民間施設、店舗等

(申込要件)

- (1)適切にメンテナンスされている冷房設備を有すること。
- (2)複数の市民が一時的に滞在できる適切なスペースを確保できること。
- (3)市から指定暑熱避難施設の指定を受けることに同意し、市と協定を締結できること。
- (4)開放する指定暑熱避難施設(名称・住所等)、開放日、時間帯及び受入可能人数を、市のホームページ等で公表することに同意できること。
- (5)指定暑熱避難施設の開放について、営利を目的としないこと。

(実施内容)

- (1)愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表された場合は、公表している内容で施設を開放すること。
- (2)愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表されていない場合も、公表している内容で可能な範囲で施設の開放に努めること。
- (3)休憩用の椅子、ソファ等を設置すること。(既設のもので可)
- (4)各施設の出入口や開放スペースの付近等に、クーリングシェルターとして開放している旨の表示等を掲示すること。

(指定暑熱避難施設の運用期間)

熱中症特別警戒情報運用期間(4月の第4水曜日～10月の第4水曜日)とする。

(申込後の流れ)

受理→審査→協定締結→ホームページ等で公表→運用開始

(その他)

- (1)冷房設備の電気代等、指定暑熱避難施設の開放に必要な経費は各施設の負担となり、市から補助金等の支給はありません。
- (2)指定暑熱避難施設を利用した市民等が、施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- (3)公序良俗に反する、趣旨に適さない等、市が不適當と認める場合は、指定暑熱避難施設として指定しません。

(申込方法)

環境政策課宛に申込書を提出(メール、郵送、FAX、来所)してください。

※受付時間 8:30～17:15 (土日祝日を除く)

担当	市民環境部 環境エネルギー局 環境政策課
住所	〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
電話	0897-65-1512
FAX	0897-65-1255
E-mail	hozen@city.niihama.lg.jp